

# 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

狭山台みつばさ保育園

## 狭山台みつばさ保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

保育園の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 聖翼会	
事業者の所在地	〒350-1305 埼玉県狭山市入間川字二 3273 番地 13	
事業者の連絡先	04-2952-3678	
代表者の職・氏名	理事長 上村 芳夫	
設立認可年月日	昭和 44 年 3 月 18 日 (1969 年)	
設立登記年月日	昭和 44 年 4 月 9 日	
法人の経営する施設	みつばさ愛育園	狭山市入間川 3273-13
	狭山台みつばさ保育園	狭山市狭山台 1-25-1
	堀兼みつばさ保育園	狭山市大字堀兼 593-1
	地域子育て支援センター	みつばさ愛育園に併設
	地域子育て支援センター	狭山市大字堀兼 1418-8

### 2. 利用施設

施設の種別	保育所							
施設の名称	狭山台みつばさ保育園							
所在地	埼玉県狭山市狭山台 1 丁目 25 番 1							
電話番号	04 - 2957 - 4824							
管理者名	園長 澁谷 一美							
利用定員 (年齢別)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	120 人	
開設年月日	昭和 51 年 4 月 1 日							
事業所番号	1121551000212							
当園の基本理念・方針	<p>「神と人ともに愛されるこどもに」を保育理念にかかげ、聖書の教えに基づいて教育・保育の基礎である神さまを敬い、人には優しい心を育てます。また、子どもたちの個性を大切に保育に心掛け、互いに助け合う心を伸ばしていきます。一日の保育は、毎朝の礼拝から始まり保育園の生活の中に祈りと賛美があります。</p> <p>保育者は、どの子どもにも神さまから与えられた大切な愛すべきいのちという観点で関わっています。そこから生まれる信頼関係によって、子どもたちが安心できる「みつばさ」を見つけ、自分らしく互いに学び合います</p>							

### 3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当園は、保育の提供にあたって、入園する乳幼児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4. 当園における施設の概要

敷地	敷地全体	1,612.71 m <sup>2</sup>
	園庭	1,013.7 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・2階建
	延べ	864.917 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室	1室
	保育室	7室
	多目的室	1室
	調理室	1室
	便所	7室
	屋外遊技場	1,013.7 m <sup>2</sup>

※ 園庭は 401.70 m<sup>2</sup>と第二園庭（運動場）612.00 m<sup>2</sup>に分かれています。

#### 4-1 施設の定員等

室名 年齢	利用定員数	利用可能人数	有効面積課 [㎡]	1人当たりの面積[㎡]
0歳 ひよこ組室	20	26	127.645	4.95
1歳 もも組室	20	23	77.1375	3.30
2歳 さくら組室	20	27	52.50	1.98
3歳 ひまわり組室	20	30	59.49	1.98
4歳 すみれ組室	20	27	54.1125	1.98
5歳 たけ組室	20	34	42.75	1.98
一時保育室	—	—	42.00	—
多目的室	—	—	24.825	—
合計	120			

※利用可能人数は四捨五入の数値です。

#### 5. 職員体制（令和6年4月1日現在）

職務の内容		員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	1	
主任保育士	園長を助け、園務の一部を整理し、園児、職員を統率する。	1	1	
副主任保育士	主任保育士を助け、乳児クラス（0～2歳）、幼児クラス（3～5歳）をそれぞれ統括する。	1	1	
保育士	保育計画及び全体計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが、安定した生活を充実できるよう保育を行う。	20	19 (準4)	1
子育て支援員	子どもが、安定した生活を充実できるよう保育士を助ける。	1	1	
看護師	こどもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。			
栄養士	園児の栄養指導及び管理、献立表の作成を行う。 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	1	1	
調理員	園児の栄養指導及び管理を行う。 献立に基づく調理業務を行う。	4	2	2
事務員	一般事務及び経理事務全般を行う。	2	2 (準1)	
用務員	園内外の清掃及び環境整備業務を行う。	1		1
合計		32	28	4

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長時間	保育標準時間	朝：－ 夕：午後6時00分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日、祭日、年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 給食の実施状況

給食提供日	月曜日～土曜日
アレルギー食	食物アレルギーによる食べられない食材を除去する対応をしています。 アレルギー疾患生活管理指導表を提出していただきます。
昼食・おやつ	前月の25日前後に翌月の献立表を配布します。
衛生管理等	給食施設設置届を埼玉県保健所に届け済み（昭和51年4月1日） 調理師及び乳児の担当する保育士は毎月検便を行っています。

7-1 給食時間帯

年 齢	昼 食	おやつ	備 考
3歳未満児	11時ごろ	15時ごろ	
3歳以上児	11時30分ごろ	15時ごろ	

※年齢等に応じた時間帯で食事（離乳食・幼児食）の提供を行います。

## 8. 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料：3歳児以上児は無償)		
給食費 (3歳児以上)	主食費	1か月	2,500円
	副食費	1か月	4,500円
上乗せ徴収	施設維持費	入園時1回	無
実費徴収	お泊り保育(入園料、宿泊料)	1回当たり	実費
	バス代	1回当たり	実費
	遠足(入園料)	1回当たり	実費
	バス代	1回当たり	実費
	器楽指導	外部講師	無料
	体育指導	外部講師	無料
その他	こども英会話	外部講師	無料
	延長保育に関わる経費	30分当たり	200円
	駐車場利用料	月当たり	1,200円
		1日当たり	60円

※実費については、その都度計算書を保護者に提示し、理解していただきます。

※器楽指導、体育指導、こども英会話等の費用は徴収していません。

### 8-1 個人教材(日用品、文房具等)の購入

教材	業者	価格	ひよこ	もも	さくら	ひまわり	すみれ	たけ
園児名ゴム印	ライトアップ	308	○	○	○	○	○	○
名札	ジャクエツ	500				○	○	○
名札カバー	ジャクエツ	100				○	○	○
こひつじノート	いのちのことば社	410				○	○	
おはようぶっく	いのちのことば社	385						○
おしらせばさみ	学研	605	○	○	○	○	○	○
なかよしパステル	学研	600				○	○	○
じゅうがちょう	学研	340				○	○	○
クラス帽(カラー帽)	ひかりのくに	930		○	○	○	○	○
マウスピース	学研	495				○	○	○

※上記の価格は納品価格です。この価格でお渡しいたします。価格については、変動する場合がありますので、その都度ご確認をお願いいたします。

※こひつじノート・おはようぶっく(出席ノート)に貼るシールは、保育園で負担いたします。

※上記の商品について業者から領収書がまとめた金額で届いた場合は、掲示させていただきます。

## 9. 提供する保育等の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用する子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供します。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

・上記6に記載する時間において保育を提供します。

(2) 児童の年齢や発育状況に応じた食事の提供を行います。

・献立表は毎月別途お知らせします。

## 10. 年間行事予定

月	行事内容
4月	新年度保育開始、新入園児親子登園・担任紹介、復活祭、子どもの日
5月	4, 5月生まれの誕生会、◎春の遠足
6月	花の日、じゃがいも掘り体験、交通安全教室、◎保育参観
7月	七夕飾り、水あそび、プール開き、6, 7月生まれの誕生会、◎こども夏まつり
8月	お泊り保育（年長児）
9月	8, 9月生まれの誕生会、防災訓練、収穫感謝祭
10月	◎みつばさ運動会、ハロウィンパーティー、秋の遠足
11月	幼児祝福式、幼年消防パレード、10, 11月生まれの誕生会、ふれあい音楽祭
12月	クリスマスツリー点灯式、キャロル、◎クリスマス会、クリスマスパーティー
1月	餅つき体験、12, 1月生まれの誕生会、防犯教室、
2月	節分・豆まき、お買い物ごっこ、交通安全指導（年長児のみ）◎保育参加・懇談会
3月	ひな祭り、2, 3月生まれの誕生会、お別れパーティー、お別れ遠足、◎卒園式

※感染症の影響により、変更することがあります。

◎保護者の方にも参加いただく行事になります。

1 1. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	狭山市が行う利用調整によります
退園の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定こどもに該当しなくなったとき（卒園を含む）</li> <li>・ 保護者から退園の申し出があったとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登園は午前9時00分までをお願いします。</li> <li>・ 当日に欠席、または登園が遅れる場合は、9時までに連絡してください。連絡のない場合は、9時30分頃に確認の電話をいれさせていただきます。</li> <li>・ 原則として、保育時間内での迎えをお願いします。 お迎えの時間や人が変更になる場合は、電話で連絡してください。</li> </ul>

1 2. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関	社会医療法人 入間川病院
院長名	風間 浩美
所在地	狭山市祇園 17—2
電話番号	04 - 2958 - 6111

(2) 歯科

医療機関	大澤歯科医院
院長名	大澤 武雄
所在地	さいたま市大宮区土手 3—201
電話番号	048 - 641 - 1525

1 3. 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用する子どもの体調に急変などがあった場合、速やかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要措置を講じます。</p> <p>また、不審者の侵入に備えて防犯カメラやカメラモニターシステム、110番非常通報装置の設置、警備会社による現場急行サービス等の対応策も備えています。</p>
--



[所轄する消防署]

消防署名	埼玉西部消防局 狭山消防署	狭山消防署 富士見分署
所在地	狭山市上奥富 1172	狭山市中央 4 丁目 15-10
電話番号	04 - 2953 - 7111	04 - 2957 - 5651

[所轄する警察署]

警察署名	狭山警察署	狭山警察署 狭山台交番
所在地	狭山市稲荷山 2-5-1	狭山市狭山台 3 丁目 23-2
電話番号	04 - 2953 - 0110	04 - 2959 - 8280

1 4. 非常災害対策

防火管理者	澁谷 一美
消防計画書届出年月日	平成 30 年 11 月 21 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回、消防署員立会いの下での通報訓練及び避難訓練を年 2 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報装置を備えています。
避難場所	園庭及び第 2 園庭に集合し、狭山元気プラザへ
緊急時の連絡手段	電話、保育所緊急配信システムでの情報提供等

1 5. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	小澤 麻衣子	主任保育士
相談・苦情受付責任者	澁谷 一美	園長
第三者委員	福井 テル子	04-2953-1280
		社会福祉法人聖翼会 監事
	町田 富士雄	04 - 2956 - 6171
		狭山南法律事務所 弁護士

1 6. 賠償責任保険加入状況

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	1 保育園児等傷害保険

	2 主催者行事参加者傷害保険 3 保育園賠償責任保険 4 保育業務従事者向け賠償責任保険
保険金	1 通院保険金日額 1,300 円、 入院保険金日額 1,800 円 2 通院保険金日額 1,000 円、 入院保険金日額 1,500 円 3 1,000 万円 4 500 万円

#### 17. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

・同意をいただくものとして次のことが考えられます。

- (1) 小学校への円滑な移行が図れるよう卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 緊急時に医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。(園児緊急連絡カードやアレルギー調査票により医療機関に情報を提供)

#### 18. 保護者に説明すべき事項

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用の詳細については、下記に掲示のとおりです。

- (1) 「入園説明会資料」の冊子も参照してください。
- (2) 「入園のしおり」の冊子も参照してください。